

市県民税特集

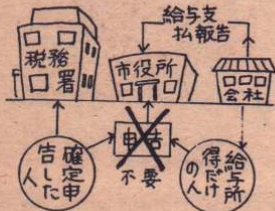
No. 3

申告しなければ ならない人

- イ 55年1月1日現在、大館市に住んでおり、54年中(1月~12月)に収入のあった人。ただし、収入がない人でも国民健康保険に加入している人は申告しなければなりません。
- ロ 給与所得者で、給与所得のほかに地代、家賃、農業など給与以外の所得のある人
- ハ 大館市内に住んでいないが、55年1月1日現在、市内に事務所、又は事業所等のあった人

申告の必要がない人

- イ 所得税の確定申告書をすでに税務署に提出した人
- ロ 給与所得者で勤め先(事務所)から給与支払報告書を提出されている人で給与以外の所得のない人。ただし、前年中に災害を受けたことによる雑損控除や、自分、又は家族が病気がかったことによる医療費控除を受けようとする人は、そのための申告はしなければなりません。



申告をしなかった 場合

申告をしなかった人は、各種控除が認められないほか、各種証明書(所得証明書や扶養証明書など)の発行を受けられない場合があります。また、年金等の支払い

にも支障をきたすなど、納税者にとって不利になりますので、正しい申告を期限内に必ずするようにしてください。出かせぎや、入院などでどうしても期限内に申告できない人は、前もって市役所税務課へ連絡してください。

申告のとき 持参するもの



- 申告相談においでになるときは、次にあげるものをお持ちください。
- 1 申告書と印鑑(申告書には住所、本人や扶養家族の氏名(フリガナする)を記入のうえ持参のこと)
 - 2 54年中に支払った医療費、生命保険料、国保又は社会保険料の支払いを証明するもの
 - 3 54年中に災害、空襲、横領などで損害を受けた人は、それを証明できるもの
 - 4 水稲、果樹、タバコ等、災害のため共済金の支払いを受けた人は、共済組合からの災害証明書
 - 5 給与所得者で給与以外の所得のある人は、その源泉徴収票
 - 6 営業者の人は、申告書に同封された決算書と関係書類、それに帳簿類
 - 7 大型農機具を購入した人は、それを証明出来る書類と領収書

所得金額の計算

所得とは、1年間にあげた収入金額から、その収入をあげるための必要な経費(生活費は含まれません)を差引いたもので、その計算方法は、地方税法に特別の規定があるもののほか、原則として所得税法の定めによって計算されます。

来月4日から昭和55年度市県民税の申告相談が始まります。個人の住民税は市が税額を計算し、納税者に通知して納めていただくしくみになっていますが、市が適正な課税を行うために、納税者の皆さんから住民税の申告書を提出していただき、それに基づいて計算することになっています。

そこで、今回は市県民税の申告についてお伝えします。

◆収入金額

- 54年中に収入することの確定した金額ですが、次の点に注意してください。
- 1 収入金額には54年中に収入することの確定した未収入金も含まれますが前受金は含まれません。
 - 2 現物収入は時価で収入金額とします
 - 3 自家消費した商品などは、普通の販売価格で計算した金額を収入金額とします。
 - 4 雑収入やパートも収入金額に含まれます。
 - 5 農産物の収入金額は収穫したときの時価で計算します。

◆必要経費

収入をあげるために必要な経費にありますが、たとえば生活費や所得税、市県民税のように、所得のうちから支払うことになっている税金は必要経費になりません。

また、家族の食費、被服費など電気料、ガス代、水道料など家事に関連する経費は、原則として必要経費になりませんが、店舗分の電気料のように収入をあげるために必要な部分を区別して計算できるものについては必要経費になります

- 1 営業所得の場合
 - 54年中に販売した商品や製品の原価
 - 公租公課、雇人費、地代、家賃、借入金の利子、修繕費、減価償却費など、収入

市県民税の申告のしかた

をあげるための必要な経費をいいますが次の点に注意してください。

- イ 未払いの経費も必要経費になりますが、前払いの経費は含まれません
- ロ 家事の関連経費でも住宅を借りる店舗などの地代、家賃などの面積按分の方法で営業用の部分を計算して必要経費にすることができます。
- ハ 事業用固定資産の損失や減価償却



- 費、開業費や共同施設の負担金など繰延費用に対する償却額は必要経費になります。
- ニ 修繕費は必要経費になりますが、資産の増加になるような費用は必要経費になりません。
- ホ、営業収入をあげるため必要と認められる接待費は必要経費となりますが、寄付金や事業に無関係の交際費は原則として認められません。
- 2 農業所得の場合
 - 営業所得の場合と同様ですが、そのほかに種苗代、肥料代、病虫害防除費、

昭和55年度市県税申告

昭和55年度市県民税の申告受付を次の日程で行います。申告の際は上記「市県民税特集」を参照願います。

期日	受付相談区域	場所	期日	受付相談区域	場所	期日	受付相談区域	場所
2/4 (月)	松原、長走、陣場、日景温泉	矢立 公民館	14日 (木)	池内	上川沿 公民館	27日 (水)	下村、町、館	二井田 公民館
5日 (火)	岩本、清水川		15日 (金)	小館花、萩野台全区		28日 (木)	小坪川原、高村、中台	
6日 (水)	中羽立、寺の沢、橋桁	花矢支所	16日 (土)	板子石	釈迦内 公民館	29日 (金)	上・下四羽出、下川原	真中 公民館
7日 (木)	白沢全区		18日 (月)	小釈迦内、日景町全区		3月1日 (土)	本宮、前田、杉沢、大子内	
8日 (金)	本郷上、繁沢		19日 (火)	向羽立、獅子ヶ森全区		3日 (月)	横崎	
9日 (土)	本郷下、土目内		20日 (水)	山神台		4日 (火)	高戸谷、赤石	
10日 (日)	二井山、観音堂、鳥内	長木 公民館	21日 (木)	大通、中通、上通、松峰	5日 (水)	板沢、小袴	中央 公民館	
11日 (月)	十三森、大森、神山、姥沢		22日 (金)	長面、長面袋	6日 (木)	大坂、出川、下川原		
12日 (火)	泉田、桜町全区、稲荷沢	雪沢分館	23日 (土)	商人留、日館全区二ツ森	7日 (金)	大倉団地	(第1学習室)	
13日 (水)	猫鼻、大森団地		24日 (日)	沼館全区、御町	8日 (土)	大倉団地		
14日 (木)	粕田全区、花岡団地、神山社宅、前田全区、長森団地	長木 公民館	25日 (月)	沼館全区、御町	9日 (日)	大倉団地		
15日 (金)	白根山団地、泉田団地		26日 (火)	松木全区、上袋	10日 (月)	大倉団地		
16日 (土)	茂内屋敷、籠谷、石淵	上川沿 公民館	27日 (水)	川口1区、2区、3区	11日 (火)	大倉団地		
17日 (日)	二ツ屋、芋ヶ位		28日 (木)	川口4区、5区、6区	12日 (水)	大倉団地		
18日 (月)	小雪沢、大明神、新沢	十二所 公民館	29日 (金)	川口4区、5区、6区	13日 (木)	大倉団地		
19日 (火)	赤沢、黒沢、水沢		30日 (土)	上花、西大館	14日 (金)	大倉団地		
20日 (水)	芦田子、才ノ神、東二ツ屋	公民館	31日 (日)	横岩、大道下、赤石沢、鳴滝、山田渡	15日 (土)	大倉団地		
21日 (木)	富袋		1日 (月)	曲田、猿間	16日 (日)	大倉団地		
22日 (金)	上代野、天下町	公民館	2日 (火)	葛原、沢尻	17日 (月)	大倉団地		
23日 (土)	下代野		3日 (水)	下町、中町	18日 (火)	大倉団地		
24日 (日)	下代野	公民館	4日 (木)	上町、上新町	19日 (水)	大倉団地		
25日 (月)	下代野		5日 (金)	上町、上新町	20日 (木)	大倉団地		
26日 (火)	大茂内、小茂内	公民館	6日 (土)	上町、上新町	21日 (金)	大倉団地		
27日 (水)	中山、沢山、羽立		7日 (日)	上町、上新町	22日 (土)	大倉団地		
28日 (木)	金谷、餌釣	公民館	8日 (月)	上町、上新町	23日 (日)	大倉団地		
29日 (金)	金谷、餌釣		9日 (火)	上町、上新町	24日 (月)	大倉団地		
30日 (土)	金谷、餌釣	公民館	10日 (水)	上町、上新町	25日 (火)	大倉団地		
31日 (日)	金谷、餌釣		11日 (木)	上町、上新町	26日 (水)	大倉団地		

○各申告会場では、保健婦さんによる血圧測定と健康相談を行いますのでご利用ください。

○軽自動車(農耕用トラクター・コンバイン)を購入し、まだ未登録でナンバープレートを取り付けていない方は、各会場で登録を受け付けますのでお申し出ください。